



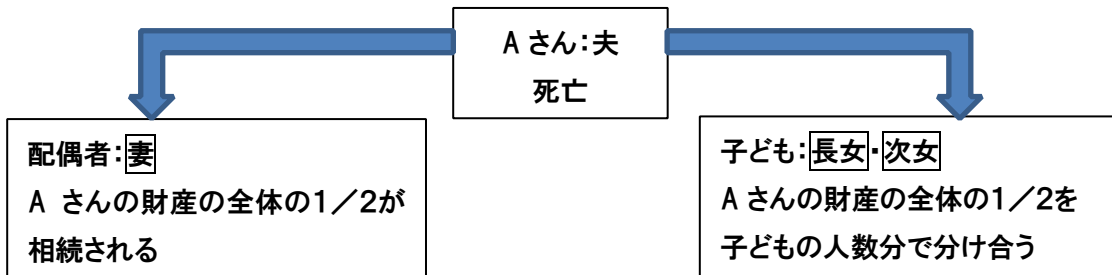
今回は **相続・遺言書**について情報をお届けします。

こんにちは！今回の包括ニュースは社会福祉士の早川が担当いたします。
皆さん、遺言書って実際にどんな内容で、どのような方式で書けばいいのかわかりづらいですね。
今回は相続から遺言書に関する簡単な基礎知識をご紹介します。

○相続について

ある男性 A さんが亡くなられたとします。その男性 A さんには配偶者である妻と娘さん 2 人がいます。A さんの財産については法律で決められた形式で財産が相続されます。たとえば A さんの場合、配偶者である妻や娘さんたちに優先的に財産が受け継がれ、配分の比率も決まってきます。(図参照)また、子どもが複数いる場合だと、取り分について揉めることもあると思います。

(図)



○遺言書を書くメリット

相続の揉め事を防ぐためには遺言書が有効です。遺言書を書くことで自分自身の死後のことや財産(お金、土地、家、家具など)を細かく誰に何をどれだけ相続するか、自由に決めることができます。また、家族への感謝の気持ちや相続分を指定した理由なども文面で伝えることもできます。

遺言書の書いたほうがいい具体例

- ① 配偶者にすべてを相続させたい
- ② 相続人ではない人へ財産を与えたい場合。(例)子どもの嫁や友人など
- ③ 相続人がいない場合
- ④ 子どもの中に特に財産を多く与えたい場合 など



○遺言書の方式

一般に自筆証書遺言と公正証書遺言と秘密証書遺言の3方式があります。今回は自筆証書遺言と公正証書遺言の違いをご紹介します。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	全て自分で書く	公証役場で公証人が本人から聞き取り、公証人が作成する。遺言を残す最も確実な方法。
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも作成できる ・費用がかからない ・誰にも内容を知られない 	<ul style="list-style-type: none"> ・無効になる心配がない ・改ざん、紛失の心配がない ・家庭裁判所へ持って行かなくてもよい
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・無効になる恐れがある ・改ざん、紛失、隠匿の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・手間と費用がかかる ・証人(立会人)が2名必要である

詳しいご相談は地域包括支援センターの早川までご連絡ください

川島地域ケアフラッグ 包括支援センター

TEL: 045-370-1550 (代表)